

住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額申告書

令和 年 月 日

開成町長 様

申告者(納税義務者)

住所(所在地)

氏名(名称)

個人番号又は
法人番号

電話番号

地方税法附則第15条の9第9項～第12項及び地方税法附則第15条の9の2第4項～第7項に規定する耐震改修住宅に係る固定資産税の減額措置の適用について、事実を証する書類を添えて申告します。

対象家屋	所在地	開成町		
	家屋番号	番	種類	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅
	構造	造 葺 建		
	床面積	m ²	居住用床面積	m ²
	建築年月日	S・H 年 月 日	登記年月日	S・H 年 月 日
改修工事	改修完了年月日	R 年 月 日		
	総額	① 円		
	補助金額等	② 円		
	自己負担額	①－② 円 ※ 60万円を超えるものが対象		
工事の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 窓の断熱工事(必須) <input type="checkbox"/> 床の断熱工事 <input type="checkbox"/> 天井の断熱工事 <input type="checkbox"/> 壁の断熱工事			
改修工事完了後、3ヶ月以内に申告書を提出できなかった理由				
添付書類	<input type="checkbox"/> 省エネ改修工事が行われた旨を証する書類(増改築等工事証明書) <input type="checkbox"/> 納税義務者の住民票の写し(町内在住者の場合は省略可) <input type="checkbox"/> 補助金等の交付決定通知書の写し(補助金等の交付を受ける場合) <input type="checkbox"/> 長期優良住宅認定通知書の写し <input type="checkbox"/> ※ 長期優良住宅の認定を受けて改修した場合のみ。			

※ 固定資産税の減額が適用される住宅の要件等については、裏面をご覧ください。

住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額措置について

1. 減額の要件

次の要件をすべて満たす必要があります。

- ① 平成26年1月1日以前からある住宅であること(賃貸住宅を除く)
- ② 次のいずれか(「ア 窓の断熱工事」は必須)の改修工事を行っており、かつ、改修部位が現行の省エネ基準に適合すること
 - ア 窓の断熱工事(必須)
 - イ 床の断熱工事
 - ウ 天井の断熱工事
 - エ 壁の断熱工事
- ③ 令和6年3月31日までに実施された工事であること
- ④ 省エネ改修工事後の床面積が50㎡以上280㎡以下であること
- ⑤ 併用住宅の場合、床面積の2分の1以上が居住用であること
- ⑥ 対象となる省エネ改修工事費用から、補助金等を除く自己負担額が60万円を超えること
※断熱工事に係る工事費が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽熱利用システムの設置に係る工事費として合わせて60万円超の場合を含む。

2. 減税の内容

120㎡相当分を限度として、改修工事が完了した年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税額の3分の1(認定長期優良住宅は3分の2)を減額。

- ※1 バリアフリー改修に伴う減額を除き、他の固定資産税の減額と同時に適用はできません。
- ※2 過去に省エネ改修の軽減を適用した住宅には、適用できません。

問合せ先

開成町 税務課 課税班

[受付時間] 平日8時30分～17時15分

電話 : 0465-84-0313(直通)

FAX : 0465-82-5234